

琉球大学学術リポジトリ

理念としての「スクールロイヤー」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教職センター 公開日: 2022-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 洋 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002018016

理念としての「スクールロイヤー」

What is the role of Schoollawyer as ideal?

田中 洋*

Hiroshi TANAKA

はじめに

近年、「スクールロイヤー」という言葉を目にするようになってきた。実際にも、2019(令和元年)に行われた調査によれば、スクールロイヤー等の専門家を配置している教育委員会は、都道府県で51.1%(24/47都道府県)、政令市で80.0%(16/20市)に及んでいる。市区町村では、14.3%(246/1,721市区町村)に留まっているが、「実施に向けて検討中」26.1%(449/1,721市区町村)を合わせると40.4%(695/1,721市区町村)となり、4割を超える市区町村の教育委員会が、スクールロイヤー等の専門家を配置又は配置予定という状況である^{*1}。

このように数字のうえでは広く普及しているように見えるスクールロイヤーではあるが、実際には、その存在があまり見えてこないというのが正直なところではなかろうか。それは、社会一般にとどまらず、学校現場で働く教員にとっても、その姿は曖昧といわざるを得ない。もちろん、都道府県や政令市の教育委員会レベルで高い配置率であっても、現実にはスクールロイヤーとして業務を行っている弁護士の数には定かではなく、当然、設置している学校毎にスクールロイヤーを配置しているわけではない。そのため、現実にはスクールロイヤーの姿を見たことがないのは致し方ないところである。しかし、それとは別に、そもそもスクールロイヤーとは何か、どのような役割を求められているものなのか、という点について、共通の認識が薄いように思われる。その点を克服しない限り、スクールロイヤーが名実ともに普及することは難しいと考える。

本稿では、スクールロイヤーがどのような役割を期待されて配置に至ったのか、教育政策の資料等をたどることによって、そもそもスクールロイヤーとは何か、ということ、理念として明らかにしてみたい。

1. 「チーム学校」における弁護士

学校も、法的存在である以上、法的紛争から常に無関係というわけにはいかず、時と場合によっては、法的紛争に関わることもある。その場合には、法律の専門家である弁護士にお世話になることは、当然、これまでもあった。しかし、教育行政において、弁護士を学校教育に継続的に関わる関係者の一部として位置づけたのは、2015(平成27)年の中央教育審議会(以下、中教審とする。)答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が、初めてであろう。本答申は、社会の変化に伴い、子どもをめぐる課題も複雑化・多様化しており、学校や教員だけで対応することが難しくなっているという認識を示し、次のように述べる^{*2}。

* 琉球大学大学院教育学研究科教職実践講座

*1 文部科学省「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」36頁。

*2 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21日)3頁。

社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている。

また、我が国の学校や教員は、欧米諸国の学校と比較すると、多くの役割を担うことを求められているが、これには子供に対して総合的に指導を行うという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面がある。国際調査においても、我が国の教員は、幅広い業務を担い、労働時間も長いという結果が出ている。

以上のような状況に対応していくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子供たちの教育活動を充実していくことが期待できる。

このような「チーム学校」という認識の下で、弁護士については、「保護者や地域への対応に対する支援の改善・充実」として、「関係機関・団体における取組として、日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会では、平成22年から行政対象暴力の一形態として教育対象暴力の検討が行われている。国、教育委員会は、このような関係機関・団体とも連携して、不当な要望等への対応について、学校現場に対する情報提供等を進めていくべきである」と述べたうえで、次のような改善方策が示されている^{*3}。

- ・国は、学校の教職員が、保護者や地域からの要望等に対応するため、弁護士等の専門家から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができるような仕組みを教育委員会が構築することを支援する。
- ・国、教育委員会は、警察や弁護士会等の関係機関、関係団体と連携し、教職員を対象とした研修において、実例等に基づき、不当な要望等への対応についての研修を実施する。

即ち、この答申においては、学校が時に不当な要望等への対応に苦慮しており、そのような「教育対象暴力」に対処するための支援として、弁護士との連携が想定されているのである。

2. 「スクールロイヤー」の登場

それに対して、文部科学省（以下、文科省とする。）は、2016（平成28）年8月、2017（平成29）年度予算の概算要求事項中の「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」において、初めて「スクールロイヤー」という語句を使用した。

ここでは、スクールロイヤーを「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として位置づけており、法律の専門家である弁護士が、その専門的知見に基づき、いじめの防止等の対策に関わることによって、法的側面からのいじめの抑止、法令に基づく対応の徹底等、生徒指導上の

*3 前掲註1、65頁。

諸課題の解決に向けた先進的な取組の開発のための調査研究を行うものとしている^{*4}。

その背景には、2011(平成23)年10月に滋賀県大津市の中学生がいじめを苦に自殺した事件を契機に、いじめが改めて大きな社会問題となったことがあり、2013(平成25)年6月には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、教育行政において、いじめ防止が喫緊の課題となったことがある。

2016(平成28)年11月には、文科省のいじめ防止対策協議会がまとめた「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」において、弁護士がいじめ防止等の法教育を行うことが想定されている。そこでは、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被疑者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する」^{*5}ことが期待されているのである。

このように、文科省が「スクールロイヤー」という語句を使って弁護士に期待した役割は、主としていじめ防止等に関わって、学校教育に対する法的な支援を行うことであるといえよう。その後も2017(平成29)年度に続いて、文科省は、2018(平成30)年度及び2019(平成31)年度予算においても、同様に「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」を概算要求事項に含めて継続してきた。

また、2019(平成31)年1月に発表された中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」において、「学校における働き方改革の実現に向けた環境整備」の一つとして、「学校指導・運営体制の効果的な強化・充実」を挙げ、その具体策の中で、次のように「スクールロイヤーの活用促進」に触れている^{*6}。

・学校への過剰な要求も含めた学校を取り巻く諸問題について法的助言等を行うスクールロイヤーの活用促進をはじめ、法制的な観点から学校をサポートすることを可能とする教育委員会の機能強化

このような経緯を経て、2020(令和2)年度には、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられることとなった^{*7}。この措置には、千葉県野田市で発生した小学4年生の児童虐待死もきっかけの一つとなっているが^{*8}、その額は標準的な規模の都道府県で130万円である。

3. 弁護士会の動き

ここまでは、中教審及び文科省という教育行政を担当する国レベルの動きを見たが、この間

*4 文科省「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」(平成29年度概算要求)。

*5 文科省いじめ防止対策協議会「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(2016年11月2日)。

*6 中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日)52頁。

*7 文科省「教育行政に係る法務相談体制の充実について(事務連絡)」(令和2年1月24日付)。

*8 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)。

に、弁護士会側にもいくつかの動きが見られる。その中には、国の動きに呼応したのもあれば、地方自治体の教育委員会と連携したものもある。

まず、大阪府教育庁において、2013（平成25）年度から、スクールロイヤー制度が独自に開始された^{*9}。その前史として、1999（平成11）年に、TPC（教師・親・子どものための）教育サポートセンターの設立が重要である。これは、弁護士、教師、教育委員会関係者、臨床心理士、社会福祉士、大学教員、児童相談所関係者等をメンバーとして、教師のスキルアップのための研修、学校のケース会議への専門家派遣、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーの制度化など、学校サポートシステムの構築を目的とする団体であり、2004（平成16）年にはNPO法人となった。このTPCに参加していた大阪府教育委員会（現在の大阪府教育庁）関係者の主導により、教育委員会内に、学校からの支援要請に応じて弁護士と社会福祉士をケース会議に派遣する「子どもサポートグループ」が設置された。翌2005（平成17）年には、大阪府教育庁が、スクールソーシャルワーカーの配置事業を本格的にスタートしたが、その後、2008（平成20）年には、文科省がスクールソーシャルワーカーの全国的な配置を開始している。

このような学校と専門家との連携が進む中で始まった大阪府のスクールロイヤー制度では、大阪弁護士会所属の弁護士9名が、府内の小中学校や教育委員会の相談を受けている。その形態は、個別の支援要請に基づく法律事務所への来所相談、学校におけるケース会議への出席、府下8地区ごとに開催される年数回の相談会、生徒指導研修会における相談、重点市町村についての定期的な相談、教職員や子ども向けの研修の実施などである。また、相談内容としては、困難な保護者対応事案、深刻な問題行動事案（暴力、いじめ、性暴力など）、学校事故など学校の法的責任や保護者間の損害賠償責任が問題となる事案、少年事件化し司法との連携が必要となった事案、リスクの高い児童虐待事案、体罰やスクールセクハラ事案、個人情報の開示請求等に関する事案、親権や監護権をめぐる親・親族間の紛争に絡む事案、子どもの自死事案や重大な少年事件など危機管理的対応が求められる事案など、多岐にわたる。

一方、2010（平成22）年から、日本弁護士連合会（以下、日弁連とする）の民事介入暴力対策委員会は、各弁護士会を通じて、学校に対する不当要求等の事例を収集し、その検討を行っている。それが、中教審の「チーム学校」答申にも影響を与えたようである^{*10}。

その後、前述したように、2017（平成29）年度に、文科省が「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」を開始すると、翌2018（平成30）年1月には、日弁連が、『スクールロイヤー』の整備を求める意見書を発表する。その冒頭で、「意見の趣旨」を次のように述べている^{*11}。

- 1 各都道府県・市町村の教育委員会、国立・私立学校の設置者において、学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）を活用する制度を構築・整備するよう求める。
- 2 文部科学省において、前項のスクールロイヤー制度について調査研究を行い、その活用を推進するための法整備及び財政的措置を講じるよう求める。

* 9 大阪府教育庁のスクールロイヤー制度については、峯本耕治「スクールロイヤー制度化の経緯とその意義・目的」『自由と正義 Vol.69 No. 1』、2018年、52～55頁を参照。

* 10 鬼澤秀昌「スクールロイヤー制度の変遷と実務」『自由と正義 Vol.72 No. 5』、2021年、8～16頁。

* 11 日弁連『スクールロイヤー』の整備を求める意見書（2018年1月18日）1頁。

ここでは、スクールロイヤーを「学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士」と定義している。そのうえで、「学校現場で生じている問題に有効・適切に対処するためには、トラブルの未然防止のためにも、教員の負担軽減の観点からも、問題が深刻化する前に、弁護士が日頃から学校の相談相手として早期に関わり、子どもの最善の利益を考慮しながら助言する態勢が制度化されることが必要」とする。スクールロイヤーの役割としては、子どもの最善の利益を図る立場から「あくまでも学校側からの依頼により内部的に助言・指導を行うものであって、学校側の代理人となって対外的な活動を行うものではない」とする。それで十分なのかという疑問に対しては、「学校現場で生じる様々な問題について、学校側は法的観点を踏まえた対応が必要であるにもかかわらず、適時に相談する手段を有していないために、不十分あるいは不適切な対応にとどまってしまうている。教育委員会の顧問弁護士等は、人数も少なく、学校で日常的に生じる問題については、適時に相談できないのが実情である。したがって、スクールロイヤーの活動が、学校内部の助言・指導にとどまり、対外的な代理人活動を行わないとしても、十分に有用であり、子どもとの直接的な人格的接触を通じて子どもの学習権を充足すべき教員の教育活動への支援として極めて積極的な意義を有する」としている。

そのうえで、具体的に想定される活動としては、次のようなケースへの助言・指導をあげる。

- (1) 子どもの問題行動、親子の問題、その他子どもに関わる問題
 - ① 触法、非行、暴力、性加害など等の問題行動
 - ② いじめ
 - ③ 児童虐待
 - ④ 不登校
 - ⑤ 少年鑑別所、児童自立支援施設、少年院等から学校に戻る場合
 - ⑥ 出席停止及び懲戒処分
 - ⑦ 障害のある児童生徒への対応
 - ⑧ 重大な少年事件やいじめ、自殺事件等が発生した場合
 - ⑨ 貧困問題
- (2) 保護者対応
 - ① 保護者の行き過ぎたクレームと教員のストレス
 - ② 子どもの最善の利益の視点からの指導・助言
 - ③ 教員の負担軽減と健康管理
- (3) 体罰、セクハラ、指導上の問題等への対応
- (4) 学校事故への対応
 - ① 事故の予防と法的責任の確認と対応
 - ② 事故の調査
- (5) 学校におけるコンプライアンスの実現と紛争の予防

これを見ると、学校教育で生じるあらゆる問題について、スクールロイヤーの助言・指導を想定していることがわかる。しかし、それがすぐに実現できるとは、もちろん日弁連も考えてはいないようで、当面の対応としては次のように述べる。

将来的には、全ての学校が必要に応じて利用できるような制度を拡充していくことが望まれるが、当面は、地域の実情（都市の規模や人口、学校数等）、学校の種類、弁護士の数や状況、

制度の定着具合の状況等を踏まえながら、実態に即した形態で、段階的に進めていくのが現実的である。

当連合会は、各弁護士会と連携しながら、スクールロイヤーを派遣する制度を早急に整備し、研修制度や意見・情報交換等を通じた人材確保及び人材養成に努め、組織的な対応を早急に行っていく所存である。とりわけ、スクールロイヤーが適切に機能するためには、教育現場の実情に精通した弁護士を養成することが不可欠であるため、教育現場の教員との連携や交流を強化する研修を早急に整備する予定である。また、当連合会は、各弁護士会が行うこれら対応体制構築活動を支援する取組を行う。

それと同時に、文科省に対しても、「各都道府県や市町村の教育委員会、国立・私立学校の設置者において、スクールロイヤーを活用する制度を整えるよう、文部科学省においても、同制度について調査研究を行い、その活用を推進するための法整備及び財政的措置を講じるよう求める」としている。

これも踏まえて、上述したように文科省は、2020（令和2）年度から、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費を普通交付税として措置することとした。そこで、現時点において文科省がスクールロイヤーをどのようなものとして位置づけようとしているのか、概観してみたい。

4. 「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」

文科省は、2020（令和2）年度より、日弁連からアドバイザー1名を委嘱するなど、両者の連携が緊密に図られるようになり、同年12月25日に、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」^{*12}（以下、「手引き」とする。）が発表された。その作成に当たっては、日弁連から「具体的な相談事例、各弁護士が有する専門的な知見が提供され」、日弁連も「本手引きを踏まえて情報提供文書を各弁護士会に発出し」^{*13}していることから、この「手引き」が、現時点においては、文科省及び日弁連が、スクールロイヤーに対して共有する一定の認識を示すものといって差し支えないであろう。そこで、「手引き」を概観してみたい。

まず、目次は以下の通りである。

1. 総論～弁護士との連携を目指して～
 - (1) 初めに
 - (2) 弁護士に依頼できること（業務内容）
 - (3) 留意点
2. 法務相談体制の構築に向けたステップについて
 - (1) 弁護士会（単位会）との連携
 - (2) 助言・アドバイザー業務における相談方法等の設計
 - (3) 助言・アドバイザー業務における各種関係機関等との連携の設計
 - (4) 報酬体系の設計（特に助言・アドバイザー業務について）
 - (5) 助言・アドバイザー業務に関する留意事項（利益相反等）
3. 業務類型ごとの事例集

* 12 文科省「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き 第1版」（令和2年12月）。

* 13 前掲註9、11頁。

4. 最後に 別紙(事例集)

(1) 総論

まず、「1. 総論」の「(1) 初めに」において、弁護士との連携について、次のように述べる。「虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加して」という認識の下、「特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されるが、「弁護士等と教育委員会の連携については、徐々に事例が増えているものの、まだまだ事例が蓄積されていないのが現状」であるため、「各教育委員会における法務相談体制の構築に役立つように、この度、日本弁護士連合会の協力を得て、各教育委員会において法務相談体制を構築する上での留意点や、具体的な弁護士への相談事例の紹介などを盛り込んだ手引きを作成した」とする。詰まるところ、その目的は、「子供にとって最適な教育環境を守り続けることで、子供の最善の利益を実現する」ことである。

次に、「(2) 弁護士に依頼できること(業務内容)」として、①助言・アドバイザー業務、②代理・保護者との面談への同席等、③研修、④出張授業、以上の4つを挙げる。①について、「弁護士は、違法・適法の判断のみならず、ソーシャルワークの視点から、学校のアセスメント(見立て)とプランニングをサポートし、必要な場合にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、子供への支援のあり方を基本に検討するという視点をもって対応し、「必要に応じて、学校で発生する様々な問題に関連する文書の作成のサポートも行う」とする。

また、日弁連が2018年に発表した意見書では、スクールロイヤーが「代理」を行うことは否定しているが、②では、「保護者等が限度を超えた要求を繰り返したり、学校・教育委員会に対して危害を加えることを告知したりするような場合や、保護者側の代理人として弁護士が就き、法的論争を必要とする場合等、弁護士が学校や教育委員会の立場に立った代理人として直接保護者等とやりとりをすることが適切な事案があり」、「保護者等との学校や教育委員会の交渉の窓口となることにより、学校や教育委員会の過度な時間的・精神的負担が軽減されることが期待される」としている。その一方で、次の「(3) 留意点」において、「業務内容によっては、教育委員会・学校における法務相談を依頼している弁護士とは別の弁護士に依頼をすべき場合もあ」とも述べる。その例として、「第三者性が強く要請される調査委員会等の委員」を挙げる。また、助言・アドバイザー担当弁護士が代理人となるメリットとして、「当該事案に関する情報の引継ぎ等が不要となり、一貫した対応が可能となることや教職員の負担軽減が図られる」ことなどを挙げる一方で、助言・アドバイザー担当弁護士と代理人となる弁護士を分けるメリットとして、「各弁護士の役割がより明確となり、助言・アドバイザー業務における中立性をより徹底することにつながる」とも述べている。

なお、③の研修テーマの例としては、「いじめ、体罰、児童虐待、生徒指導等」、「法教育、個人情報を含むコンプライアンス、保護者への対応」などを、④出張授業の例としては、「法教育やいじめ予防授業、消費者教育やワークルール教育」などを、それぞれ挙げている。

(2) 法務相談体制の構築に向けたステップについて

「2. 法務相談体制の構築に向けたステップについて」では、具体的な制度設計が述べられている。「(2) 助言・アドバイザー業務における相談方法等の設計」においては、①適宜弁護士に対

して相談できる制度、②特定の日時を指定して相談できる制度、③①及び②を併用する制度を挙げ、さらに①については、①－1学校の管理職又は教職員が直接弁護士に相談できる制度、①－2学校の管理職又は教職員が教育委員会に相談をした上で、教育委員会から弁護士に対して相談をする制度、①－3教育委員会から弁護士会に対して相談し、弁護士会が案件ごとに弁護士を紹介する制度に分けて、それぞれメリット・デメリットについて触れられている。

また、「(3)助言・アドバイザー業務における各種関係機関等との連携の設計」においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携について、「各種関係機関や、学校を支える専門スタッフに加え、地域人材との連携等も行い、子供の最善の利益を実現できるように、各学校・教育委員会の状況に応じた仕組みを構築することが大切」とする。なお、「法務相談を受ける弁護士と自治体の顧問弁護士との役割分担については、業務の種類に基づく役割分担（助言・アドバイザー業務か、代理業務か）や、業務の分野に基づく役割分担（教育分野か、それ以外の分野か）等が考えられ」と述べる。

さらに、「(5)助言・アドバイザー業務に関する留意事項（利益相反等）」において、「当該学校・教育委員会を相手方とする事件を受任している弁護士は、利益相反により、当該学校・教育委員会において助言・アドバイザー業務を行うことはできない可能性がある」とこと、また、「いじめ問題等を発端とした被害児童生徒から加害児童生徒に対する被害弁償の額についての争いなど、当事者間で解決すべき案件について的一方からの相談対応や、警察と協力して対応している事案における刑事事件上の児童生徒の権利擁護の対応など、助言・アドバイザー業務を行う弁護士がそれらの対応に従事することが現在の役割と抵触すると考えられる場合は、児童生徒及びその保護者に、弁護士会の相談窓口等を案内し、別の弁護士等が対応できるように促すことが望ましい」とことなど、それぞれについて留意を促している。

(3)業務類型ごとの事例集

ここでは、4つの業務について以下の具体例を掲げ、詳細を別紙でまとめている。

(1)助言・アドバイザー業務

- ① いじめ対応
- ② 保護者への対応
- ③ 学校事故への対応
- ④ 児童虐待
- ⑤ 触法・非行・暴力・性加害等の問題行動
- ⑥ 不登校
- ⑦ 障害のある児童生徒への対応
- ⑧ 重大な少年事件やいじめ、自死事件等が発生した場合の対応
- ⑨ 貧困・福祉問題
- ⑩ 体罰、生活指導上の問題等への対応
- ⑪ 著作権

(2)代理・保護者との面談への同席等

- ① 保護者の対応にあたって弁護士が窓口となって対応した事例
- ② 専門家の立場から保護者や関係者に対して法的手続に関する正確な情報を提供した事例

(3)研修業務

- ① いじめ、体罰、児童虐待、生徒指導等
- ② 法教育
- ③ 個人情報を含むコンプライアンス

- ④ 保護者対応
- (4) 出張授業
- ① いじめ予防授業(小学校)
- ② 法教育(小学校)
- ③ 消費者教育(中学校又は高校)
- ④ ワークルール教育(高校)
- ⑤ デートDV等(中学校又は高校)

5. 小括

ここまで概観してきた政策文書等を踏まえると、理念としてのスクールロイヤーの役割は、今なお生成途上といってよいのではなかろうか。結局のところ、「手引き」の冒頭で明記されているように、「子供にとって最適な教育環境を守り続けることで、子供の最善の利益を実現する」ことが目的であり、そのためにできることは何でもするということなのであろう。同じく「手引き」が具体的な事例として挙げているケースが、いじめや不登校、保護者対応から、貧困・福祉問題、著作権等に至るまで、多岐にわたっていることが、それを裏付けるものといえよう。

理念としてのスクールロイヤーが、このように曖昧模糊とした状況であるとすれば、その役割を明確化するのは、むしろ、それを必要とする側に委ねられているとも考えられる。即ち、学校や教育委員会はもちろん、児童・生徒やその保護者が、スクールロイヤーに対して、何を求めているのか、それを明らかにする必要がある。

この点、神内は、理念としてのスクールロイヤーを「紛争解決型」「子どもの利益型」「法教育型」の3つに分類しつつも、それだけではスクールロイヤーが学校現場にもたらす「法化」の影響を正確に理解することは困難としたうえで、実態としてのスクールロイヤーを「事務所相談型」「学校訪問型」「職員型」「教員型」の4つに分け、それぞれのメリット・デメリットを考察することによって、実証的な検討の必要性を説く^{*14}。

筆者も、学校や教育委員会が求める支援はいかなるものか、さらに、児童・生徒や保護者にとって有意義な支援とは何か、ということ、実証的に明らかにすることを今後の課題としたい。

*本稿は JSPS 科研費 20K02830 の助成を受けたものである。

* 14 神内聡『「法化」の視点から考察するスクールロイヤーの理念と実態』『法社会学第 87 号』、2021 年、197～224 頁。